

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備サイクロンセパレータ（A）ドレン配管にピンホールが認められたため、当該配管を点検・修理	GⅢ	
2	1号機	使用済燃料プール内での使用済ハフニウムフラットチューブ型制御棒外観点検において、同制御棒に異物らしきもの（約5mm×約2mm）の付着が認められたため、当該異物らしきものを同定（チャンネルボックスの剥離片）し、原子炉等機器への影響の無いことを確認	GⅢ	
3	1号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）入口ドレン弁にシートリークが認められたため、当該ドレン配管に閉止栓を取付け	GⅢ	
4	2号機	復水脱塩装置陽イオン樹脂再生塔出口廃液導電率計に指示値不良が認められた。確認の結果、同導電率計用検出器に動作不良が認められたため、当該検出器を交換	GⅢ	
5	2号機	主タービン軸受軸振動・回転数記録計（第1第2軸受）に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	GⅢ	
6	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）保持ポンプ差圧指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該指示計を点検・修理	GⅢ	
7	2号機	原子炉起動に伴う制御棒引抜き操作時、制御棒（42-07）に引抜き不可事象が認められたため、当該制御棒の駆動水圧を調整し引抜きを実施	GⅡ	
8	3号機	原子炉建屋3階西側ケーブルトレイ貫通部点検において、貫通部開口部のカバーに破損が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
9	3号機	復水脱塩装置脱塩塔（No.6）入口弁の開閉状態表示灯に同弁が全閉位置にもかかわらず、中間開度表示を示していることが認められたため、当該弁の開閉状態検出用リミットスイッチを点検	GⅢ	
10	4号機	廃棄物地下貯蔵設備の攪拌・排出ポンプ用電動ホイス（A）の吊りフックに腐食及びフック回転不良が認められたため、当該フックを点検・修理	GⅢ	
11	4号機	主復水器（C）真空度指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該計器及び圧力検出器を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	4号機	プロセス計算機の入力データ確認において、表示項目はあるものの信号が入力されていない項目の状態表示が認められた。当該計算機の出力異常と推定されるため、調査後対応検討	G III	
13	5号機	所内ボイラ制御盤内の制御回路用補助継電器1個に電磁コイルカバーテープの一部剥がれが認められたため、対応検討	G III	
14	5号機	高圧復水ポンプ（B）反カップリング側メカニカルシール部よりリーク（鉛筆芯1本弱）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
15	5号機	復水系復水回収タンクに「液位高・低」警報が頻発する（液位スイッチの動作不良と推定）ため、当該タンクの液位スイッチを点検・修理	G III	
16	5号機	制御棒の1ノッチ動作確認時、4本の制御棒に引抜不可事象が認められたため、制御棒駆動機構を点検	G III	
17	6号機	タービン建屋大物搬入口照明用電源箱に鍵穴の破損が認められたため、当該電源箱を修理	G III	
18	6号機	中央制御室ページング装置1台に拡声不良が認められたため、当該ページング装置を点検・修理	G III	
19	6号機	計装用空気系空気圧縮機（A）後置き冷却器用ドレントラップに動作不良が認められたため、当該ドレントラップを点検・修理	G III	
20	集中環境施設	共用サプレッションプール水建屋換気空調系外気処理装置の中性能フィルタにフィルタ押えの破損（1箇所/4箇所）が認められたため、当該フィルタ押えを修理	G III	
21	その他	放射線管理区域へ入域した際、電子式線量計に誤警報が発生した。確認の結果、同線量計の異常計数が認められたため、線量を評価（異常なし）及び当該線量計を回収	G III	
22	その他	海生物焼却設備（No. 1）灰移送コンベア設備にコンベア下部の保護板の摩耗が認められたため、駆動チェーンの長さを調整	G III	